

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年1月24日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月24日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明いたします。

まず、あしたの委員会の定例会の議題は5つです。

まず、1つ目が、東海第二の設置変更許可、有毒ガス防護のバックフィットということになります。

これは12月14日の委員会で審査書の案が了承されまして、関係行政機関の意見を聞いていたものですが、特に意見はないということで、今回、許可を決定するということになります。

次が、議題の2つ目ですが、規制委員会の透明性確保方針の改正ということですが、

これは例の規制庁とエネ庁が運転期間延長の件で面談をしていたという件について、12月28日の委員会でその公開の在り方について議論されまして、この透明性確保方針を改正するという指示を受けていたものであります。

今回、その改正案ということで、ノーリターン・ルールの対象組織、具体的にはエネ庁の一部部局と内閣府の原子力委員会関係、あと、文科省の原子力関係部局ですが、そこを面談するときには、被規制者と面談する場合と同様に議事概要を公開することを定めるものです。

議題の3つ目ですが、規制委員会の第2期中期目標の改正の2回目ということですが、

これは先週も議題になっていましたけれども、先週幾つか宿題が出まして、透明性確保の話とかセキュリティとセーフティーのインターフェースといったところについて宿題が出ましたので、そこをまた直して2回目、決定を諮るということになります。

議題の4つ目が、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析の検討会の報告書、中間取りまとめの案ということになります。

これは1月13日の事故分析検討会でまとめた取りまとめの案を委員会に報告をして、今後、パブリックコメントをするということになるものです。中身は既に1月13日に出ていますけれども、シビアアクシデント時のセシウム137の移動メカニズムの考察とか落下炉心の挙動や格納容器への影響などということになります。

議題の5つ目ですけれども、ALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関するIAEA（国際原子力機関）レビューの報告です。

これはレビュー2回目になりますけれども、先週行われていまして、その結果を報告するというものになります。

次が、2ページ目の一番下、1月30日の（6）第469回の核燃料施設等の審査会合です。

議題は1つで、リサイクル燃料備蓄センターの保安規定になります。

これは12月21日に申請があったものですが、その本体施設の操業に向けた保安規定の変更の申請がありまして、それについてということになります。

次が、3ページ目ですけれども、1月30日の（7）第470回の核燃料施設等のほうの審査会合です。

議題は3つありまして、1つ目は常陽です。引き続き議論が残っています火災と溢水についてなどということ。

2つ目は、STACY（定常臨界実験装置）の設工認ということで、実験用装荷物の製作とデブリ模擬炉心の新設という件ですが、11月に申請がありまして、今回は初回で概要説明ということになります。

3つ目は、京都大学臨界実験装置の設工認でして、軽水減速炉心用低濃縮燃料要素などの製作という件で、その申請のやり方などについて議論するということになります。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ワタナベさん。

○記者 時事通信のワタナベと申します。よろしく申し上げます。

あしたの原子力規制委員会の関係なのですけれども、議題2の透明性確保方針の改正ですけれども、これはあしたの委員会でそれによしとなった場合は、即座に適用されるようになるのでしょうか。

○黒川総務課長 即座にスタートされますし、あと、そもそも去年の12月28日の委員会で、長官からもその日からそうするようという指示も出ていますので、一応正式な改正されたものの施行は即日です。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

同じ案件ですけれども、何に定めるのですか。

○黒川総務課長 これは、透明性確保方針というのがありまして、これは平成24年の規制委員会が設立した初日にできた由緒正しい規定という感じですがけれども、要は、基本、今定められているのは事業者と面談するときの面談録というものを作って公開するというのが、透明性確保方針に定まっています、それが規制委員会設立初日にできたものですけれども、そこに行政機関との面談についてもするというのを追加する形になります。

○記者 透明性確保方針というのは、位置づけとしては何ですか。

○黒川総務課長 委員会決定です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—